

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 NIPPO と称する。

2. 英文では NIPPO CORPORATION と記載する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道路工事、舗装工事、水道施設工事、浚渫工事、その他土木工事および建築工事の請負およびこれに関する企画、調査、設計および監理並びにこれらのコンサルタント業務
2. 前号に関する建設機械器具および建設工事材料製造施設の設計、製作、販売および賃貸並びにこれらのコンサルタント業務
3. 不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理並びに観光、スポーツ、遊戯、飲食等の各施設の経営および賃貸
4. 前号に関する企画、調査およびコンサルタント業務
5. 砂利、砂、土石、スラグその他各種工事材料の採取、製造、加工および売買並びにこれらのコンサルタント業務
6. 石油等鉱物の採掘、加工並びにこれらの原料材料および製品の売買
7. 原油の開発・貯蔵設備並びに石油・石炭・化学製品およびガスの製造・貯蔵・販売設備に関する企画、調査、設計、監理、建設・補修工事および検査並びにこれらの立地に関する評価
8. 石油精製・石炭・ガスプラントおよび化学プラントの運転指導および保守
9. 石油・石炭・ガス・化学関連設備に関する電算機を利用したコントロールシステムおよび各種ソフトウェアの開発および販売並びにこれらの設備に関する触媒および工事用資機材の販売並びに化学薬品の開発および販売
10. 熱・電気併給設備、熱供給設備、発電設備、公害防止用設備、環境改善のための設備、災害防止用設備、食品製造用・製紙用設備、養殖・栽培に関する施設およびこれらに付帯関連する設備の企画、調査、開発、設計、監理、製作、建設・補修工事、検査、販売および賃貸
11. 土地の環境影響の調査計画立案、調査・分析、コンサルタ

- ント並びに浄化工事に関する検査および請負業務
12. 産業廃棄物の処理および製品の売買
 13. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業、生命保険の募集に関する業務並びに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
 14. 自動車の販売および賃貸
 15. 旅行業法に基づく旅行業
 16. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介および管理
 17. 公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
 18. 有料道路の保有、経営、管理、維持の業務
 19. 貨物利用運送業
 20. 発電および売電に関する業務
 21. 医療・健康・運動器具の販売および賃貸
 22. 前各号に関連する附帯事業およびその出資または株式の取得利用

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都中央区におく。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の権利に限りこれを行使できる。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに基づき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会を招集するには、会日より4日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の内より取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2. 取締役会長および取締役社長は、各自会社を代表する。

3. 前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責

任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会を招集するには、会日より4日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決

議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、株主総会の決議によって、その基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを支払う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(平成26年6月24日改定)